

これからの介護労働安定センターの役割について平成26年度以降に取り組むこととされた事項の取組状況

「平成26年度以降に取り組むこと」への平成26年度以降の取組み

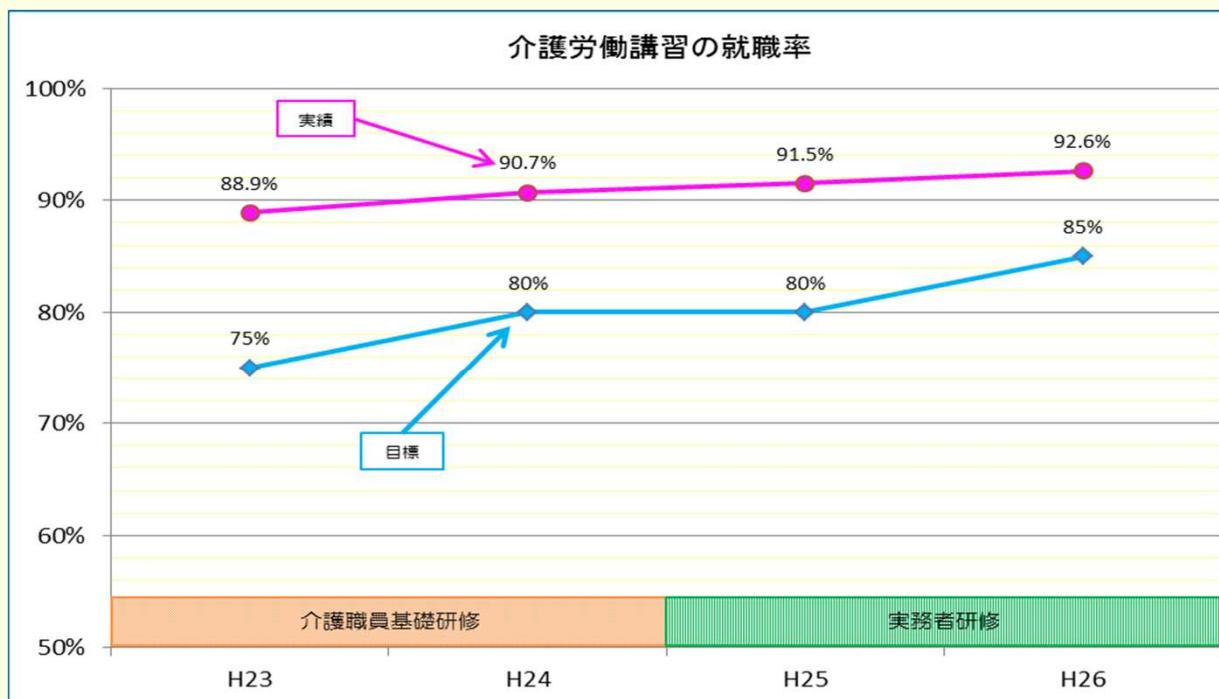
1 国の代替機能

○ 雇用管理相談の実施

- ・新たに、ハローワークの協力の下、離職率の高いと思われる事業所に対して個別計画を立てた雇用管理相談を実施。
→ 全支部において、求人募集が繰り返されるなど離職率の高いと思われる事業所等を中心に、個別に計画してハローワークと同行訪問するなど連携した相談援助を実施した。（平成26年度同行訪問：692件）
※ハローワークとの連携については別紙1を参照。

○介護労働講習の実施

- ・引き続き介護労働講習（実務者研修を含む）を実施するとともに
民間教育訓練機関における開講状況の把握に努め、実施ノウハウを蓄積する。
→ 介護労働講習（実務者研修を含む）については、平成25年度に引き続き実施し
受講後の就職率は92.6%に向上するなど訓練内容の充実に努め、ノウハウの蓄積を
図っているところである。今後、蓄積したノウハウの普及・啓発の方法について
検討していく。



「平成26年度以降に取り組むこと」への平成26年度以降の取組み

○ ワンストップ機能を持つ

- 既に介護労働懇談会（プラットフォーム）の参加団体の一部とはHPをリンクしているが、さらに、当該団体を含めた参加団体の保有情報をワンストップにて提供可能なサービスについて検討を行い、本部・支部の体制の可能な範囲で実施。
▶ 平成27年度以降はさらに支部レベルでのリンクを進め、本部ホームページに都道府県毎の懇談会のサイトを作成して各支部の懇談会ページを提供するなどワンストップ化を進める。
- ※本部の懇談会サイトは別紙2を、平成27年度以降における支部の懇談会サイトのイメージは別紙3を参照。

2 専門性の向上

○ センターの事業相互の関係性を高める

- 新たな介護の人材育成として、雇用管理事業と能力開発事業のこれまで以上の連携を検討する。
- センターが行う各種事業（サービス）を関連させ、一元的に提供できるよう検討する。
- 事業相互が関係性を持つ事業計画を策定する。
▶ 両事業の連携については、能力開発セミナーで現場労働者の能力開発の重要性・具体的手法等について研修するとともに、その成果として資格を取得した場合の給与面への反映等雇用改善に係る研修も行うなど、受講者のニーズに応じて、雇用・能開の区別なく対応している。

※事業の連携強化により実施したセミナーの事例は別紙4を参照。

○ 情報提供における専門性の向上

- 蓄積された相談援助事例、入手情報の分類・整理によりFAQの作成・配布を検討する。また、介護関連の新規情報も提供し、より効果的な相談援助を実施する。
▶ 雇用管理相談援助で蓄積した質問を整理し、雇用管理改善の「FAQ」を作成して本部ホームページに掲載。また、「自己チェックリスト」等の各種ツールを活用して効果的な相談援助を実施した。今後、メールマガジンも含め効果的な情報発信の方法について検討を進める。

※ホームページ掲載の「FAQ」は別紙5を、相談援助のときに活用する「自己チェックリスト」は別紙6を参照。

3 地域における関係機関との連携

○ 平成25年度の開催結果を踏まえ各支部において2回以上開催する。

- ▶ 各支部において年間108回開催した。

「平成26年度以降に取り組むこと」への平成26年度以降の取組み

○ 以下の事項について、懇談会の主なテーマとする。

- ・人材確保のための介護労働のイメージアップ（啓蒙活動）
- ・人材発掘・定着・育成のための取組み（高校とのパイプ役）

→ 介護の魅力発信のための各種の取組み（イベント）を利用して介護分野の魅力や実態を説明している。

（取組み実例：介護技術コンテスト、表彰式、地域住民向け講習、中学・高校生を対象とした実技体験講習、高等学校就職支援担当教諭に対する研修、高等学校卒業予定者就職面接会、事業所見学会・インターンシップ、等。）

介護労働懇談会



イベント参加による事例発表



EPA受け入れの事例発表



ロボット介護機器の事例発表



名刺交換会

就職面接会



事業所見学会 (HWバスツアー面接会)



「平成26年度以降に取り組むこと」への平成26年度以降の取組み

- 雇用管理改善に役立つ助成金の活用促進

→ 事業主が活用できる助成金について紹介する他、評価・処遇制度の整備に係る提案等を行った。
(26年度21支部→27年度全支部)

※雇用管理改善に役立つ助成金の提案事例は、別紙7-1及び7-2を参照。

- ホームページを活用した介護事業所に向けたワンストップサービスの提供

→ 上記1の平成27年度からの懇談会サイトの作成に加え、懇談会参加団体の情報をまとめたリーフレットを全支部で作成することを目指す。

※平成26年度に静岡支部が作成したリーフレットは別紙8を参照。

4 人材の発掘・定着

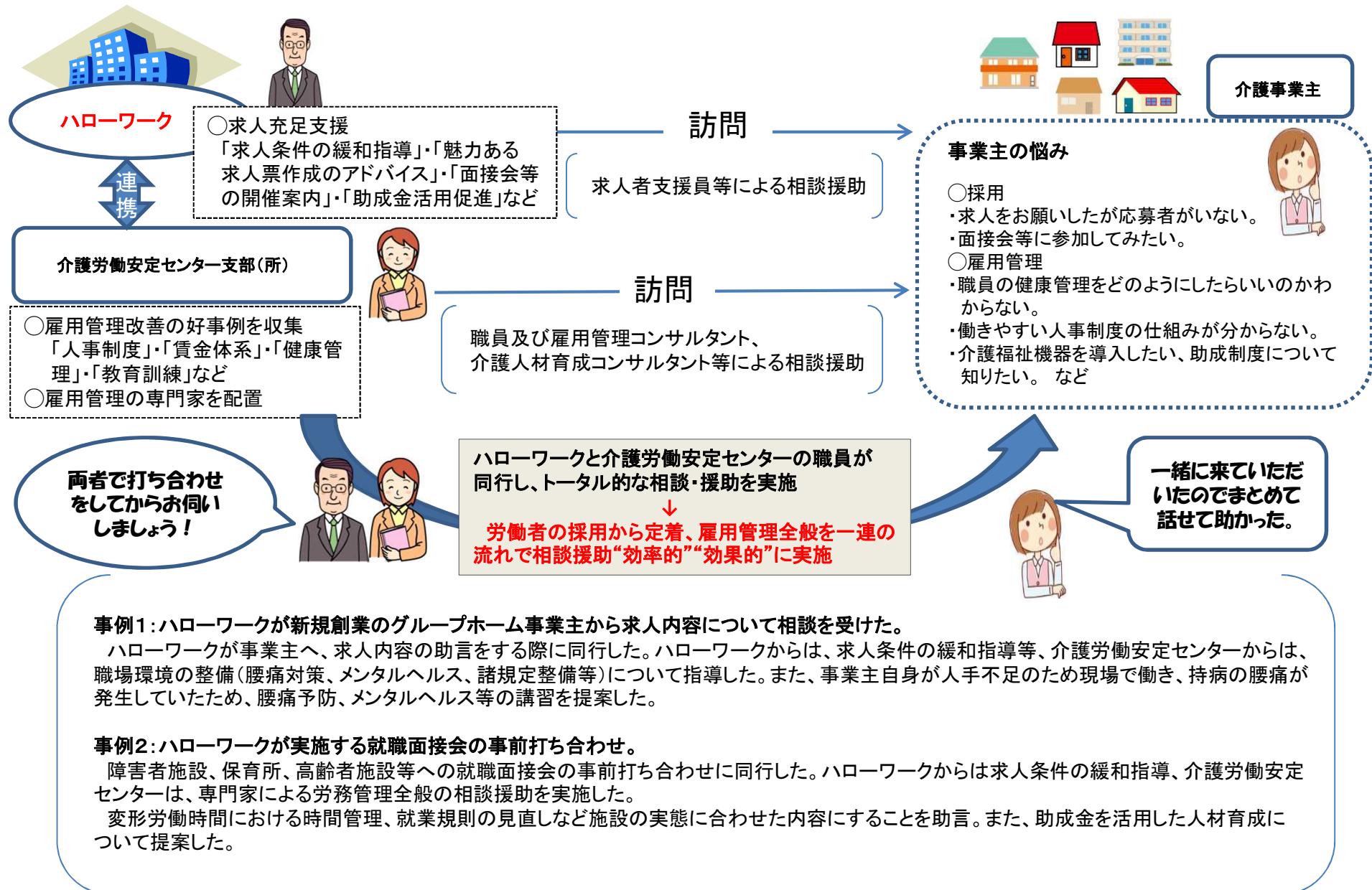
○ 高校とのパイプ役

- ハローワークと連携・協力の上、介護事業主による高校生に対する職業講話・事業所見学会を実施する。
→ (上記3と同)

○ 事業所見学会・インターンシップ

- 介護労働懇談会（プラットフォーム）において見学先事業所・インターンシップ先事業所の確保、実施に関する検討を行う。
→ (上記3と同)

ハローワークと介護労働安定センターとの連携による事業所訪問(同行訪問)

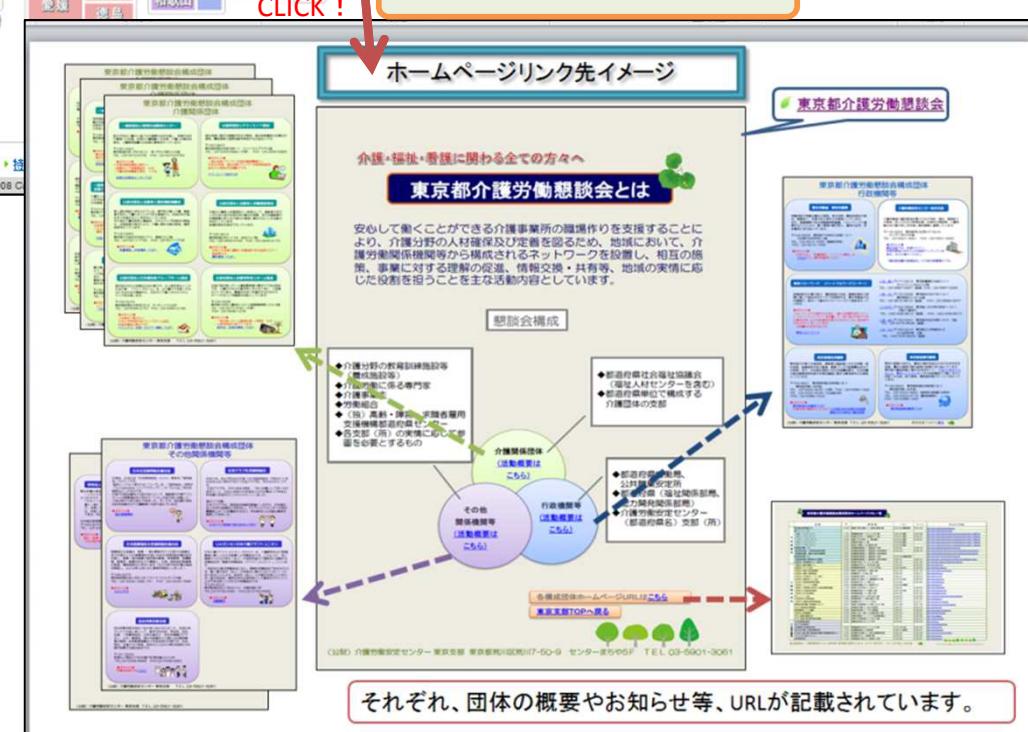


<掲載箇所>TOPページ

別紙 2

新規懇談会ページ

平成27年度以降における介護労働懇談会リンク先イメージ図



「介護の日特別企画」介護ウインド 2014in 東京

能力開発啓発セミナー

無料

職員が変わる
職場が変わる

介護事業者として標準化された質の高いサービスを提供するためには、従事者等の人才培养と適切な待遇改善等は不可欠です。従事者等のモチベーションの向上と定着につなげるために、またそのサービスを支える従事者等の健康で安全な日常生活の維持のためのセミナーです。地域から求められる事業者になるための一歩を！

第1部

雇用管理責任者講習

専門コース
介護事業所のための人事管理

職員のモチベーションをアップするための公正公平な評価基準と賞金の連動など「人」を管理するポイントを学ぶ。(雇用管理事業)

時間 9時15分～12時15分
講師 社会保険労務士
吉田 秀子 氏

第2部

管理者・リーダー等の能力向上講習
「人材育成は“待ったなし”」

人材育成の重要性、効果的な人材育成方法と研修体系の作成ポイントを学ぶ。(能力開発事業)

時間 12時30分～15時00分
講師 人材開発アドバイザー
菅野 雅子 氏

第3部

介護事業者が活用できる助成金制度の概要

評価待遇制度の導入や人材育成に関する助成金の活用の仕方を学ぶ。
(労働局とのタイアップ)

- 中小企業労働環境向上助成金について
- キャリアアップ助成金について
- キャリア形成促進助成金について

時間 15時15分～16時45分
講師 東京労働局助成金事務センター

平成26年11月13日（木）

場所 中野サンプラザ
定員 各70名

J R 地下鉄(東西線)中野駅北口から徒歩3分

下記の申し込み

法人名 事業	
所在	
TEL・	
参加者 (1事業所2名まで)	



★ねらい★

雇用管理事業として「人事管理」のポイントを、能力開発事業として「人材育成・研修体系」のポイントを、両事業を通じて学ぶとともに、労働局の助成金の活用の仕方についても学び、トータルで事業者への質の高いサービスの提供を図る。

(公財)介護労働安定センター
東京支部
〒116-0002
東京都荒川区荒川7-50-9
センターまちや5階
TEL:03-5901-3061
FAX:03-5901-3062
URL:<http://kaigo-center.or.jp>

★お申し込み

・お問い合わせ先

名

申込
料
金
付
け
て
下
さ
い

第1部・第2部・第3部

第1部・第2部・第3部

公益財団法人 介護労働安定センター

Google 検索

ホームへ お問い合わせ サイトマップ

介護労働安定センターとは
支部／支所情報
出版物のご案内
調査報告
講習会／イベント
広報誌「ケアワーク」
賛助会員入会

事業内容
職業能力開発の支援
キャリア形成の相談援助
介護労働講習
その他介護労働講習
能力開発コース
ケア・サポート講習
雇用管理改善の支援
雇用管理相談
雇用管理責任者講習
事業者支援セミナー
介護事業者向け補償制度
介護事業者賠償責任補償
傷害補償(介護事業者用)
感染症見舞金制度
Q&A集
ケアワーカーの支援
健康診断受診促進事業
ケア・ワーカー等福祉共済制度

よくあるご質問とご回答(FAQ)

1. 有期契約労働者の無期転換申込権は平成30年4月1日以後開始する契約から
2. 雇用契約を締結する際、パートタイマーへ通知すべきもの
3. 雇用保険・社会保険は(適用要件に該当していれば)採用日が資格取得日
4. 就業規則は、労働者も使用者も遵守する
5. 年次有給休暇取得日に出勤するよう命じた場合、その年休の取り扱い
6. 1か月単位の変形労働時間制を採用している事業所における年次有給休暇の取得方法
7. 様々な年次有給休暇取得推進策
8. 夜間勤務時の休憩時間の考え方
9. 過半数代表者の選任
10. 労使協定とは
11. 税金保険料以外の給料からの天引きは労使協定必須
12. 急なキャンセルに伴う休業手当
13. 2事業所勤務者の通算労働時間管理+通勤労災
14. 定年後の継続雇用制度は原則希望者全員65歳までの継続雇用制度へ
15. 労働時間は契約をもとに実態で判断する
16. 1か月単位の変形労働時間制を導入する
17. 60時間超で50%割増(一定の規模以下は暫定的に適用外)
18. 残業許可制度の導入
19. 健康診断結果の通知義務
20. セクハラ防止措置の導入義務(固定的な性別役割分担意識に基づく)

FAQに掲載以外のご相談及びご質問等がございましたら、介護労働安定センター都道府県支部へお問い合わせください。

▲ ページの先頭に戻る

1. 有期契約労働者の無期転換申込権は平成 30 年 4 月 1 日以後開始する契約から

(Q1) 雇用期間を 1 年ごとに更新しているヘルパーがいます。これからも 1 年ごとの契約更新を続けていこうと考えていますが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始する雇用契約の期間中に、ヘルパーから「1 年ごとの更新を辞めて、ずっと働かせてほしい」と言わされたら、その通りにしなければならないのでしょうか？

(A1) 次に示す一定の条件に該当するヘルパー（有期契約労働者※）であれば、その通りにしなければならなくなります。

1. 雇用契約を少なくとも 1 度は更新していること
2. 平成 25 年 4 月 1 日以後に開始した有期契約労働者との雇用契約の通算期間が、5 年を超えたていること
3. 有期契約労働者の申込（有期雇用契約を、無期雇用契約にしてほしい）があったこと

（解説）

平成 25 年 4 月 1 日に施行された改正労働契約法により、上記の 3 つの条件に該当する場合、「使用者は当該申込を承諾したものとみなす」こととなりました。（労働契約法第 18 条第 1 項）つまり、使用者である会社・法人はこの申込みを拒否することはできないということです。この制度が導入された背景には、「有期労働契約で働く人は全国で約 1,200 万人と推計されます。有期労働契約で働く人の約 3 割が、通算 5 年を超えて有期労働契約を繰り返し更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消が課題となっています。（厚生労働省「労働契約法改正のあらまし」より抜粋）」という考え方があります。

（対応方法）

- ・毎年、一定の条件に該当する有期契約労働者が何名生じるのかを把握し、無期転換申込権の発生状況を確認しておきましょう。
- ・有期契約労働者から申込があった場合の対応をどのように行うか決めておき、実際に申込があった際、適切に対応できるようにルールを決め、周知しましょう。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 31. 改正労働契約法の対応ポイント」

※有期契約労働者・・・雇用契約において一定の期間だけ働くことを約束した労働者のこと。雇用契約の期間は、3 か月、6 カ月、1 年と様々。ヘルパー、非常勤、パートタイマー、嘱託など名称は問わない。

2. 雇用契約を締結する際、パートタイマーへ通知すべきもの

(Q2) パートタイマーとの労働条件通知書の様式を改めようと思います。どのような点に注意すべきでしょうか？

(A2) 注意すべき点は多数ありますが、その中でも特に以下の3点に注意して下さい。

1. 雇用契約の期間に定めを設ける（有期労働契約）場合はその旨を、更新時の条件が存在する場合はその条件を明示すること
2. 労働基準法で周知が義務付けられている項目に加えて、「昇給」「賞与」「退職手当の有無」「相談窓口（平成27年4月1日以後）」についても明示すること
3. 契約の更新をする場合は、必ず、雇用契約期間が終了する前に新たな労働条件通知書を交付すること

（解説）

パートタイマーの労働契約の締結に際しては、下記の労働条件の明示をしなければなりません。

＜書面の交付による明示事項＞

1. 労働契約の期間に関する事項
2. 期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準に関する事項
3. 就業の場所、従事すべき業務に関する事項
4. 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項に関する事項
5. 賃金（退職手当、臨時に支払われる賃金を除く）の決定・計算・支払の方法、賃金の締切り・支払の時期に関する事項
6. 退職に関する事項（解雇の事由を含む）
7. 昇給の有無・退職手当の有無・賞与の有無に関する事項
8. 相談窓口（平成27年4月1日以後の雇用契約において）に関する事項

＜口頭でも良い明示事項＞

1. 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算・支払の方法、支払の時期に関する事項
2. 臨時に支払われる賃金、賞与などに関する事項
3. 労働者に負担される食費、作業用品その他に関する事項
4. 安全・衛生に関する事項
5. 職業訓練に関する事項
6. 災害補償、業務外の傷病扶助に関する事項
7. 表彰、制裁に関する事項
8. 休職に関する事項

新たにパートタイマーとの労働条件通知書の様式を作成する場合は、上記書面の交付による明示事項を盛り込んで下さい。

(対応方法)

- ・労働条件通知書は、一般的に「使用者から労働者へ労働条件を通知するための文書」を指しますが、その文書の名称がいかなるものであれ、労働契約の締結にあたっては使用者と労働者の双方が労働契約の内容について署名や記名押印により合意したことを証明する書類（一般的に「雇用契約書」または「労働条件通知書兼雇用契約書」と言われています）をそろえることが望ましいでしょう。
- ・契約更新の時期が到来する前に、契約更新の可否をきちんと判断し、契約更新するかどうかの意志を伝え、更新する場合は次回の雇用契約開始日より前に更新の手続きを済ませておきましょう。

→合わせてご覧ください

「雇用管理改善のための業務推進マニュアル 2. 労働条件を明示してトラブル防止」

働きやすい 働きがいのある 職場づくり



(公財)介護労働安定センターでは、厚生労働省平成26年度雇用管理改善支援委託事業により、『介護の雇用管理改善 CHECK & DO 25』を作成しました。

「職員が働きやすい・働きがいのある職場づくり」に重要な取り組みを、チェックリストで自己点検するところから始まり、その解説と改善の取り組みの考え方や方法を整理したものです。

『介護の雇用管理改善 CHECK&DO25』



平成 26 年度 雇用管理改善促進事業 (厚生労働省委託事業)

**雇用管理改善チェックリストを次ページに掲載しています。
まずは自己点検でチェックしてみましょう！**

自己点検後、雇用管理改善に関する相談がある場合は
雇用管理コンサルタント相談(無料)をご利用ください！！



◎雇用管理コンサルタント相談◎

・社会保険労務士、中小企業診断士等が対応します。

相談例:人事制度導入、賃金体系、就業規則の見直し、教育訓練、福利厚生、助成金制度 など

チェックスタート⇒次ページ

介護労働安定センター各支部(所)では、 雇用管理改善のための各種支援を行っています。

□ 支部(所)一覧

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
北海道	〒060-0061	札幌市中央区南一条西6-4-19 旭川信金ビル5階	011-219-3157	011-219-3158
青森	〒030-0861	青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル4階	017-777-4331	017-777-4335
岩手	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル4階	019-652-9036	019-652-9037
宮城	〒984-0051	仙台市若林区新寺1丁目2番26号 小田急仙台東口ビル7階	022-291-9301	022-291-9302
秋田	〒010-0061	秋田市卸町4-6-47 第一レインボウビル3階	018-853-5177	018-853-5178
山形	〒990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館1階	023-634-9301	023-634-9300
福島	〒960-8031	福島市栄町10-21 福島栄町ビル6階	024-523-1871	024-523-1876
茨城	〒310-0021	水戸市南町3-4-10 住友生命水戸ビル6階	029-227-1215	029-227-1216
栃木	〒320-0026	宇都宮市馬場通り4-3-7 馬場通り四丁目ビル5階	028-643-6445	028-643-6448
群馬	〒371-0022	前橋市千代田町1-14-1 橋詰広瀬川ビル2階	027-235-3013	027-235-3014
埼玉	〒330-0055	さいたま市浦和区東高砂町2番5号 NBF浦和ビル4階	048-813-2551	048-813-2552
千葉	〒260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	043-202-1717	043-202-1833
東京	〒116-0002	東京都荒川区荒川7-50-9 センターまちや5階	03-5901-3061	03-5901-3062
神奈川	〒231-0007	横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8階	045-212-0015	045-212-0016
新潟	〒950-0916	新潟市中央区米山2-4-1 木山第3ビル6階	025-247-1963	025-247-1964
富山	〒930-0857	富山市奥田新町8番1号 ボルファートとやま8階	076-444-0481	076-444-0425
石川	〒920-0907	金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階	076-260-1561	076-260-1562
福井	〒910-0006	福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル6階	0776-25-1365	0776-25-4706
山梨	〒400-0025	甲府市朝日1-3-12 倉金ビル甲府北口2階	055-255-6355	055-255-6356
長野	〒380-0836	長野市南県町1082 KOYO南県町ビル5階	026-232-0898	026-232-0906
岐阜	〒500-8113	岐阜市金園町1-3-3 クリスタルビル2階	058-264-6846	058-264-6848
静岡	〒420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2階	054-252-0222	054-252-0122
愛知	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階	052-565-9271	052-565-9272
三重	〒514-0009	津市羽所町513 サンヒルズ2階	059-225-5623	059-225-5633
滋賀	〒520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル10階	077-527-2029	077-527-2039
京都	〒600-8389	下京区大宮通四条下ル四条大宮町2番地 日本生命四条大宮ビル4階	075-802-3237	075-822-3238
大阪	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-2-15 大手前センタービル3階	06-4791-4165	06-4791-4166
兵庫	〒651-0084	神戸市中央区磯通2-2-10 one knot trades BLD8階	078-242-5321	078-242-5322
奈良	〒630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	0742-35-2701	0742-35-2707
和歌山	〒640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-436-9160	073-436-9170
鳥取	〒680-0846	鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	0857-21-6571	0857-21-6572
島根	〒690-0003	松江市朝日町498 松江センタービル9階	0852-25-8302	0852-25-8303
岡山	〒700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	086-221-4565	086-221-4572
広島	〒730-0013	広島市中区八丁堀7-2 広島八丁堀72ビル6階	082-222-3063	082-222-3703
山口	〒753-0824	山口市穂積町1-2 リバーサイドマンション山陽Ⅱ2階	083-920-0926	083-920-0930
徳島	〒770-0835	徳島市藍場町1-5 徳島第一ビル5階	088-655-0471	088-655-0463
香川	〒760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー9階	087-826-3907	087-826-3908
愛媛	〒790-0001	松山市一番町1-14-10 井手ビル4階	089-921-1461	089-921-1477
高知	〒780-0870	高知市本町4-2-52 住友生命高知ビル9階	088-871-6234	088-871-6248
福岡	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-19サンライフ第3ビル4階	092-414-8221	092-414-8222
佐賀	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8階	0952-28-0326	0952-28-0328
長崎	〒850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル 新館6階	095-828-6549	095-828-6589
熊本	〒860-0806	熊本市中央区花畠町1-1 三井生命熊本ビル2階	096-351-3726	096-351-3756
大分	〒870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル9階	097-538-1481	097-538-1486
宮崎	〒880-0802	宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館3階	0985-31-0261	0985-31-0335
鹿児島	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル10階	099-255-6360	099-255-6361
沖縄	〒900-0016	那覇市前島3-25-5 とまりん(アネックスビル)1階	098-869-5617	098-869-5618



公益財団法人 介護労働安定センター

〒116-0002 東京都荒川区荒川 7-50-9 センターまちや 5 階

TEL 03-5901-3041(代) FAX 03-5901-3042

URL <http://www kaigo-center.or.jp/>

雇用管理改善チェックリスト

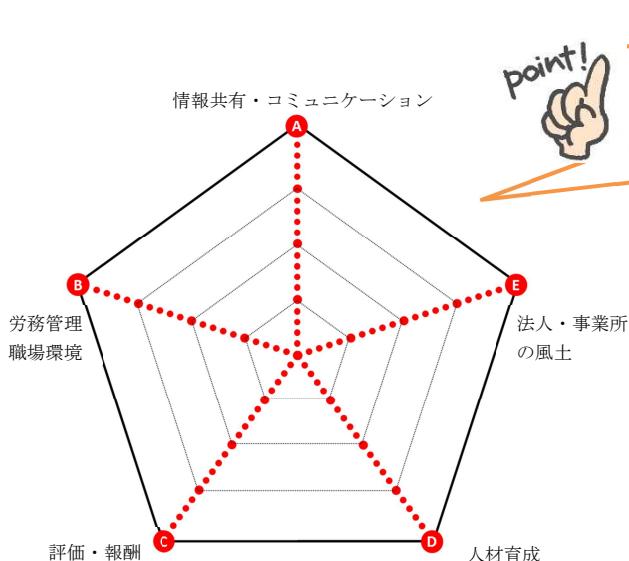
CHECK&DO25（事業主自己チェック用）

あなたの法人・事業所の雇用管理の状況はどうなっているでしょうか。

下記のチェックリストで現在の雇用管理状況を確認してみましょう。

			あてはまる	どちらかどいうと あてはまる	どちらかどいうと あてはまらない	あてはまらない	合計
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針を職員に対し周知・徹底している	4	3	2	1	
	2	年度事業計画と目標を職員に対し明確に示している	4	3	2	1	
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有を徹底している	4	3	2	1	
	4	自法人・事業所を取り巻く環境や今後の課題について話し合う機会を設けている	4	3	2	1	
	5	現場からのアイデアや意見・提案を吸い上げる機会を設けている	4	3	2	1	
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児などの生活との調和等、個人の事情に配慮した支援を行っている	4	3	2	1	
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員を確保している	4	3	2	1	
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強いないようにしている	4	3	2	1	
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善を行っている	4	3	2	1	
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮している	4	3	2	1	
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等を明確に示している	4	3	2	1	
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について話し合いを行っている	4	3	2	1	
	13	仕事ぶりや能力について評価し、面談によるフィードバックを行っている	4	3	2	1	
	14	仕事ぶりや能力について評価し、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につなげている。	4	3	2	1	
	15	賃金の決め方・上げ方をルール化し、明確に示している	4	3	2	1	

		あてはまる	どちらかといふとあ てはまる	どちらかといふとあ てはまらない	あてはまらない	合 計
D 人 材 育 成	16 職員のスキルアップのための研修方針があり研修を行っている	4	3	2	1	
	17 外部の講習会や資格取得等のために支援を行い、職員のスキルアップを行っている	4	3	2	1	
	18 新人に対する教育（OJTや新人研修等）を体系的に行っている	4	3	2	1	
	19 管理職層やリーダー層育成のための教育に力を入れている	4	3	2	1	
	20 将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを行っている	4	3	2	1	
E 法 人 ・ 事 業 所 の 風 土	21 挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1	
	22 職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1	
	23 新しいアイデアを取り入れたり、難しい課題に取り組んだりする組織風土がある	4	3	2	1	
	24 質の高いケアへの意識や向上心を持つ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1	
	25 自主性を尊重し、現場に任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1	



point!
A~E 各領域の合計点を左のレーダーチャートに記入すると、現在の雇用管理状況が見えてきます。

事業所名		
所在地		
サービス種別		
ご担当者 連絡先	(フリガナ) 氏名	
	電話番号	

～介護事業所「研修計画」等を立てませんか～

助成金※を活用して

人が集まり人が辞めない

組織作り の実現に向けて

介護経営は「人財」が全てです。採用・育成・定着・処遇に包括的に**助成金を活用**して組織力をアップしましょう！

助成金の活用の仕方と、事業所理念や目標に合わせた**「人財」育成計画の策定方法**について**無料で個別相談**が受けられます。(セミナーなど定期的に開催しています)

採用

- 未経験者の採用と新人教育
- 「魅力ある」事業所にする

育成

- 「強い」リーダーの育成
- 介護の専門性の強化

処遇

- 非正規職員の処遇改善
- 短時間正社員制度の活用

定着

- 介護福祉士等資格取得支援
- キャリアアップの支援

研修体系制度

事業所内研修

正社員転換

人事評価制度

etc.

介護労働安定センターの支援内容

- ・助成金利用のノウハウがあり、面倒な書類の書き方から申請にいたるまで丁寧にアドバイスします
- ・東京労働局と連携関係にあるため、確認しながら進められます

※助成金とは…キャリア形成促進助成金、キャリアアップ助成金、職場定着助成金

◆ お問い合わせ・ご相談

(公財) 介護労働安定センター東京支部

〒116-0002

東京都荒川区荒川7-50-9

センターまちや5階 (地下鉄千代田線町屋駅徒歩1分)

TEL : 03-5901-3061 FAX : 03-5901-3062

お気軽に
ご相談ください！

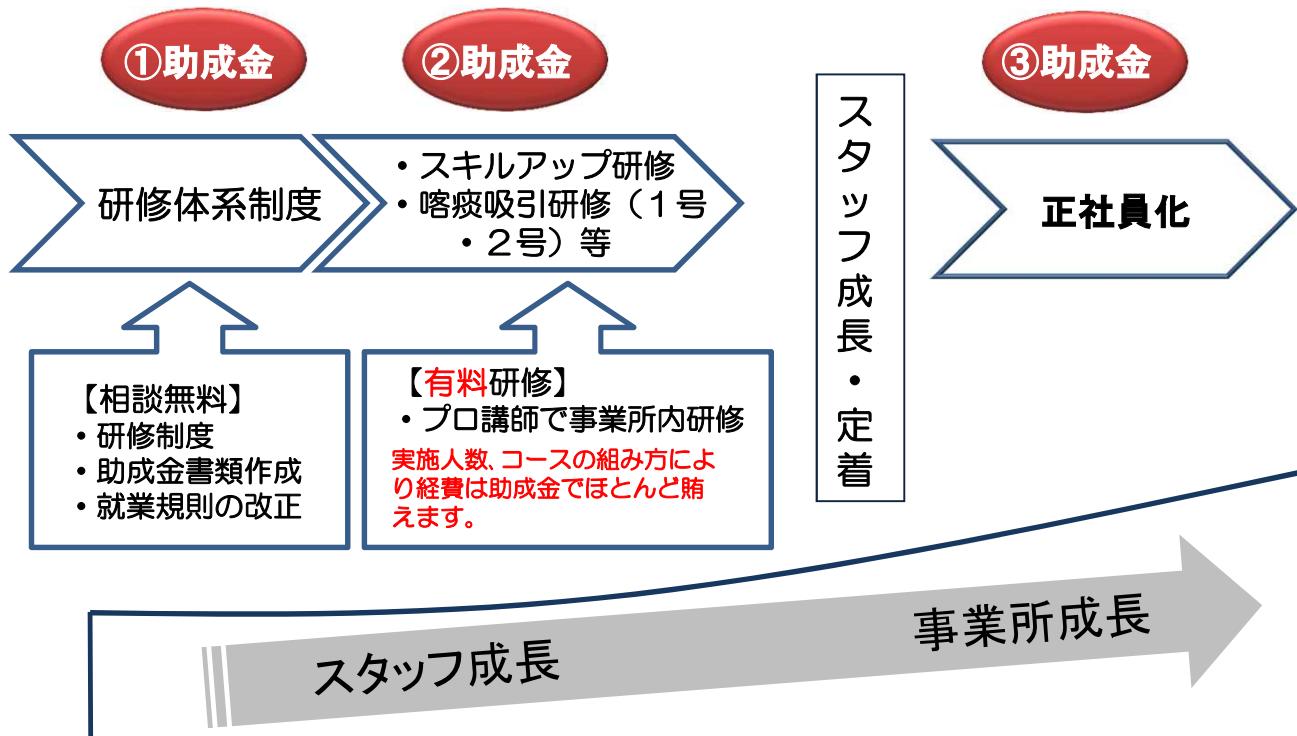


●助成金活用事例

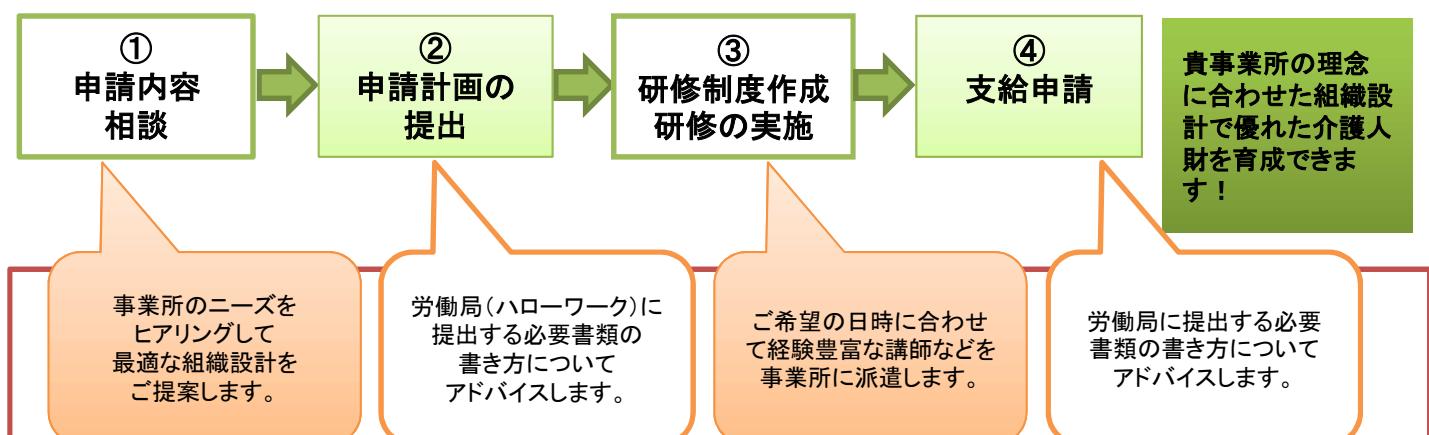
①研修体系を整備し、事業所内研修に外部から講師を呼んで②スキルアップ研修等を実施したところスタッフのモチベーションが高まりプロ意識が芽生え自らすすんで意欲的に業務を行うようになった。

喀痰吸引等の研修も受けられたことで、医療依存度の高い利用者の受け入れが可能になった。事業主はスタッフがスキルアップしたことにより③有期契約の職員を正社員にした。

効果として職員定着率が上がったことはもちろん利用者満足度も向上し、地域での評価も高まつたことで医療依存度の高い利用者の受け入れが増えた。



◆助成金活用の手続きの進め方



介護労働安定センター東京支部の介護人材育成コンサルタント及び雇用管理コンサルタントが個別にご相談に応じます。ご相談には費用がかかりませんので、お気軽にお申込み下さい。講師派遣による事業所内研修を実施される場合は、勤務シフトに合わせて多くの方の受講が可能になりますので、ぜひご活用下さい。

研修実施だけでも助成金の申請は可能です。事業所内研修を充実して、職員の定着や離職を防ぐだけでなく職員の成長とともに組織の成長発展につなげましょう！！

助成金を活用した研修例①

＜出張型＞スキルアップ研修コース(基礎編)

研修科目	時間
接遇マナー	2
コミュニケーション	2
チームケアの理解	2
認知症のケア	2
介護職が知っておきたい医学知識	2
介護記録の書き方	2
緊急時の介護	2
介護のリスクマネジメント	2
移乗介助技術 I	2
移乗介助技術 II	2

助成金対象
(20時間)

★内容
全10回
(20時間)
★対象者
介護職員

事業所の
理念に合
わせた研
修計画

事業所の
ニーズに合
わせた研
修計画

職種別、階
層別の研
修計画

課題点解
決のため
の研修計
画

助成金を活用した研修例②

＜出張型＞喀痰吸引等研修コース(第2号研修)

研修科目	時間		
総論	32		助成金対象(60時間)
喀痰吸引概論・ 実施手順解説	10	50時間の講義により実践に必要な内容を学びます。	★受講者数 15人～20人 15人以下の場合はご相談に応じます。
経管栄養概論・ 実施手順解説	8		
演習	10	シミュレーターを用いて、吸引・ 経管栄養の演習を行います。	
合計	60		

実地研修	-	事業所・施設等において、ご利用者に対し規定の回数を実施します。 原則として現在勤務する事業所(施設)において、対象者(ご利用者)に対しておこなうもので、幾つかの要件があります。 (詳細はご相談ください) ※保険料 2,000円	※助成金対象外
------	---	--	---------

FAXにてお申込み願います。

FAX 03-5901-3062

無料「魅力ある」事業所をつくるための

助成金活用セミナー

第4回目 平成27年8月 5日(水)

第5回目 平成27年8月27日(木)

第6回目 平成27年9月16日(水)

【第4回目会場】

すみだ産業会館
定員 50名程度

住所：東京都墨田区江東橋3-9-10
(JR総武線錦糸町駅南口 徒歩3分)

【第5回目会場】

三多摩労働会館
定員 50名程度

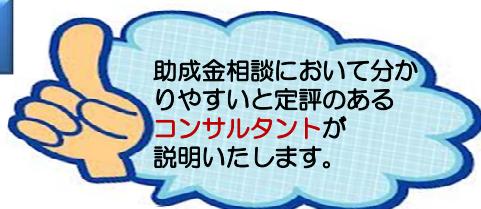
住所：東京都立川市曙町2-15-20
(JR中央線立川駅北口 徒歩3分)

【第6回目会場】

介護労働安定センター 東京支部 住所：東京都荒川区7-50-9
定員 20名程度 (地下鉄千代田線、京成線町屋駅、徒歩1分)

時間は各回共 13時30分～15時30分

※内容は各回同じです



助成金相談において分かりやすいと定評のある
コンサルタントが説明いたします。

内
容

魅力ある事業所をつくるための方法
「採用」「育成」「定着」「待遇」の助成金活用の仕方
人財育成計画の策定方法
申請書類の記入方法

D2706

お申込み (FAX: 03-5901-3062)			
法人名 事業所名	フリガナ		
所在地	〒		
TEL・FAX	TEL ()	FAX ()	
ご参加者 (介護事業所の方 のみ参加できます)	氏 名	職 名	申込 付添人(だいじん)の お申込み回数(ひく) 1回目・第2回目・第3回目
			1回目・第2回目・第3回目

(公財)介護労働安定センター
東京支部
〒116-0002
東京都荒川区荒川7-50-9
センターまちや5階
TEL: 03-5901-3061
FAX: 03-5901-3062
URL: <http://kaigo-center.or.jp>

キャリア形成促進助成金の活用事例

【政策課題対応型訓練：成長分野等人材育成コース】

「後輩を指導できる中堅人材を育成できました」

初めに貴社の事業内容などについて、教えてください。

介護付き有料老人ホームを平成15年に開所し、平成26年度で11年目を迎えました。従業員数は、23人の中小企業です。

「おもいやり・まごころ・信頼」を運営基本理念とし、入居者様、ご家族様、地域の皆様から信頼される施設を目指しています。

どのようなきっかけでキャリア形成促進助成金を活用されたのですか。

私たちの施設は、開所から11年目を迎え、開所当時から勤務していただいている職員もありますが、最近入職した経験の浅い職員も増えてきました。

運営基本理念に基づいたサービスを利用者の方に提供し続けるためには、チームリーダーとして職員をまとめ、後輩を指導できる中堅職員を育てる必要性を感じていました。

人材育成はしたいのですが、費用もかかるので頭を悩ませていたところ、公益財団法人介護労働安定センターが開催した「能力開発啓発セミナー」に、労働局の職員の方が来られて、能力開発に活用できる助成金の案内を受けました。

キャリア形成促進助成金は、研修経費の2分の1が助成されるほか、研修受講時の賃金も助成されることが分かり、なんとか活用できないかと思っていたところ、後日、同センターから、私たちが課題としていた「後輩指導研修」というぴったりの研修の案内をいただきました。このコースは助成金が活用できるようにカリキュラムを組み立てられているということで、これなら助成金で費用も抑えられ、施設の課題解決につながるのではないかと思い、助成金を活用してみることにしました。

※講習の概要：「後輩指導研修」コース（20時間、受講料20,000円／人）

	科目	細　目
1 日 目	(開講式) 業務におけるリーダーシップ・会議の持ち方	1 言葉かけのコツ 2 指導はタイムリーに、具体的に 3 リーダーの「ほうれんそう」がチームコミュニケーションの要 4 ニコニコリーダーのスタッフはニコニコ 5 会議や研修の導入法
2 日 目	リハビリテーションとレクリエーション	1 リハビリテーションの考え方 2 高齢者のリハビリテーション 3 リハビリテーションの考え方に基づいたレクリエーション
	リーダーに必要な段取り力	1 自分の段取り力を分析 2 業務のリストアップと優先順位 3 組織の段取り力と3つの共有点、3つの条件 4 段取り力を実行に移すポイント

3 日 目	高齢者にみられる症状の観察	1 からだのしくみを知る 2 看護用語の理解 3 一次救命救急 等
4 日 目	“FISH”で職場を活性化	※「フィッシュ哲学」を実践を踏まえて学ぶ 1 楽しく遊び心をもつ 2 注意を向ける 3 態度を選ぶ 4 アロマテラピ一体験

キャリア形成促進助成金を活用されていかがでしたか。

今回は、勤続11年、勤続6年の2人の従業員に研修を受けさせることにしましたが、キャリア形成促進助成金を活用して、受講料等の経費の助成と研修受講時の賃金の助成を受けることができ、事業所としては経費負担が軽減できました。

研修を受講した勤続11年の職員は、受講前よりも後輩への教え方の幅が広がり、後輩それぞれの状況に応じて具体的なアドバイスができるようになりました。

勤続6年の職員についても、後輩に対して、わかりやすい介護技術の指導に努めています。さらに、受講した研修が自己研さんのモチベーションにつながり、受講後もスキルの向上を図る姿勢がみられ、介護福祉士国家試験にも合格しました。

助成金の申請手続き等についてはいかがでしたか。

助成金の申請関係でわからないことがあった場合は、細かなことでも労働局の担当者に相談することができ、適切なアドバイスを受けられました。おかげで無事助成を受けることができました。

キャリア形成助成金の申請に当たって、職業能力開発計画（研修の体系や計画）を作成しますが、その計画の作成の過程で、労使間の期待と信頼がお互いに増していくと感じています。

また、キャリアアップに関する計画が職場内にて示され、キャリアアップが実行できる環境があることは、従業員自身が目標を持って将来を描きやすくなる効果もあると思います。



静岡県介護労働懇談会とは

『安心して働くことができる介護事業所の職場づくりを支援することにより、介護の人材確保および定着を図るために、静岡県の行政機関、介護団体等がネットワークを作り、相互の施策、事業に対する理解の推進、情報交換・共有を行い、連携して活動を進めます。』



平成26年度各機関が実施するサービススケジュール

※変更されることがありますので最新情報を主催団体にて確認ください。

名 称	内 容	日 に ち ・ 場 所	主 催 ・ 問い合 わせ先
就職支援	福祉のしごと就職フェアinしおか	5月24日 キラメッセ浜松 5月17日 サーラシティ浜松 6月1日 グランシップ(秋)9~11月(冬)1~2月	◆ 静岡県社会福祉人材センター
	介護就職デイ	11月11日の前後2週間	◆ 静岡労働局 職業対策課
	福祉のミニ就職相談会	月1回 静岡県総合社会福祉会館 沼津商運会館ビル(東部パレット)	◆ 静岡県社会福祉人材センター ◆ ハローワーク静岡・沼津
	福祉職場説明会	月3回 浜松市福祉人材バンク	◆ 浜松市福祉人材バンク
	福祉のミニ面接会	随時(静岡) 月1回程度(浜松)	◆ ハローワーク静岡・浜松
	介護職DVD視聴会	ハローワーク浜松(不定期開催)	◆ ハローワーク浜松
	離転職者対象の公共職業訓練 (受講料無料)	沼津・清水・浜松テクノカレッジのHP参照	◆ 静岡県職業能力開発課
	訪問看護師就業セミナー (潜在看護師)無料	9・10月 東中西9会場	◆ 静岡県訪問看護ステーション協議会
	第10回 東海・北陸ブロック老健大会	6月12日・13日 アクトシティ浜松	◆ 東海・北陸ブロック老人保健施設連絡会 静岡県老人保健施設協会
イベント	第6回 高齢者福祉研究大会	8月8日 プラサ ヴェルデ(沼津)	◆ 静岡県老人福祉施設協議会
	ふじのくにケアフェスタ2014	9月13日・14日 ツインメッセ静岡北館	◆ 静岡県介護保険課
	「福祉用具の日」イベント	10月1日 静岡駅北口地下広場	◆ 日本福祉用具供給協会 静岡県ブロック
	介護の日記念事業	11月8日 静岡県総合社会福祉会館	◆ 静岡県介護福祉士会
	「介護の日」街頭啓発活動	11月11日 JR三島・静岡・浜松駅	◆ 静岡県老人福祉施設協議会 ◆ 静岡県介護福祉士会
	「介護ウインド」の開設	11月11日の前後2週間 静岡支部	◆ 介護労働安定センター 静岡支部
	福祉のしごと学び体験ツアー	7~8月(予定)	◆ 静岡県社会福祉人材センター
魅力発見	福祉の職場体験	4~2月まで	◆ 静岡県社会福祉人材センター
	福祉のお仕事魅力発見セミナー	通年	◆ 静岡県社会福祉人材センター
	雇用管理責任者講習 (テキストも無料)	6~2月 全10回 静岡・浜松・三島	◆ 介護労働安定センター 静岡支部
無料セミナー	元気な介護職場の組織運営セミナー	9~12月 (予定)	◆ 静岡県介護保険課
	訪問看護ステーション新任訪問看護師研修	11~1月 4日コース 静岡	◆ 静岡県訪問看護ステーション協議会
	訪問看護ステーション管理者研修	11~1月 1日コース 静岡	◆ 静岡県訪問看護ステーション協議会

※各機関では介護の事業運営や介護に役立つ「有料」のセミナーを数多く開催しています。詳しくは、各機関のホームページをご覧ください。

無料支援サービスのご案内

専門家またはスタッフが事業所を訪問または来所により介護事業所を支援します。

求人募集を行っているが、希望する人材の採用が難しい

求人充足プラン(年間)

ハローワークスタッフが求人の充足に向けてアドバイスや各種情報提供を実施。
■ハローワーク静岡・浜松・沼津

職員の教育訓練に時間や人員を割くことが難しい

介護技術出前講座(年間)

事業所に講師が訪問し、食事介助や入浴介助などの介護技術講座を行います。
■静岡県介護保険課

キャリアパス制度の導入を考えたい

キャリアパス制度導入支援のための訪問相談(年間)

社会保険労務士、経営コンサルタントなどが事業所を訪問し、キャリアパス制度の導入のためのアドバイスを行います。
■静岡県介護保険課

施設の経営と利用者サービスについて相談したい

経営指導員による社会福祉施設対象の相談(年間)

社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と在所者処遇の向上等を図るための相談事業。会計・財務相談(公認会計士月3回)労務相談(社会保険労務士東中西各月2回)福祉サービス・施設経営相談(社会保険労務士月1回)法律相談(弁護士月1回)
■静岡県社会福祉法人経営者協議会

労働相談・組合づくりのご相談は

経験豊富なスタッフによる労働相談(年間)

賃金や有給休暇などの労働条件に関する事から、人事制度、給与体系など企業の仕組みに関する事まで様々な疑問、問題に幅広く対応しています。
連合静岡労働相談ダイヤル/フリーダイヤル 0120-154-052

■日本労働組合総連合会静岡県連合会(連合静岡)

雇用管理の改善・職員の健康対策について相談したい

雇用管理コンサルタント・健康カウンセラーによる無料の訪問相談(年間)

社会保険労務士等が訪問し、採用から退職までの人事・就業規則・教育訓練・賃金評価制度等について相談アドバイス。腰痛・感染症・メンタルヘルス対策の個別集団相談(職員研修)
■介護労働安定センター静岡支店

人材育成の方策について相談したい

職員のキャリア開発について、無料の訪問相談(年間)

キャリア開発コンサルタント、能力開発アドバイザーが訪問し、効果的な職員の育成プログラム作りなどのお手伝いをします。
■介護労働安定センター静岡支店



静岡県介護労働懇談会のなかたち

◆ 静岡労働局 職業対策課

雇用の安定、再就職の促進のほか、新規・成長分野を中心に雇用機会の創出、雇用のミスマッチの解消などを重点とした雇用対策の推進により、雇用不景気に対する安心した職業生活を送れるよう支援をしています。

静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎5階

TEL: 054-271-9970

HPアドレス▶http://shizuoka-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

◆ ハローワーク静岡、浜松、沼津/福祉人材コーナー

就職相談や仕事の紹介、雇用保険の支給、職業訓練などを試験に関して総合的なサービスを提供する厚生労働省の出先機関で、県内17ヶ所のハローワークで業務を行っています。

ハローワーク静岡人材コーナー/静岡市葵区西島235-1 TEL: 054-238-8601

ハローワーク浜松人材コーナー/浜松市中区浅間町50-2 TEL: 053-457-5156

ハローワーク沼津人材コーナー/沼津市墓場町9-1 沼津合同庁舎1階 TEL: 055-918-3711

◆ 静岡県医師会

静岡県地域医療再生計画の一環として、「静岡県在宅医療推進センター」を設置し、県の在宅療養体制の整備充実に取り組むとともに、医療と介護の連携を目的に、介護従事者の研修会等にも取り組んでいます。

静岡市葵区鷹匠町3丁目6-3

TEL: 054-246-6151

HPアドレス▶http://www.shizuoka.med.or.jp/index.html

◆ 静岡県職業能力開発課

離職・転職等により求職の方を対象に、県立技術専門校(テクノカレッジ)が介護分野を含む多種多様な公共職業訓練を設定し、再就職の支援を行っています。

静岡市葵区追手町9番6号 TEL: 054-221-2821

HPアドレス▶http://www.numazu-vtc.ac.jp/ 清水テクノカレッジ http://www.shimizu-tc.ac.jp/ 浜松テクノカレッジ http://www.hamamatsu-tech.ac.jp/

◆ 静岡県社会福祉法人経営者協議会

社会保険法人の経営基盤及び機能強化とその健全な施設運営を目的として、そのための研修、調査研究の実施に取り組んでいます。

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階 TEL: 054-253-0818

HPアドレス▶http://shizukai.jp

◆ 静岡県ホームヘルパー連絡協議会

在宅医療を支えるために訪問看護師の資質の向上を図る研修や、雇用確保のためのセミナーを開催すると共に、離職を防止するための研修等に取り組んでいます。

静岡市葵区駿府町1-70 静岡市大手町1-3 沼津商工会館ビル2F TEL: 055-952-2942

HPアドレス▶http://www.shizuka-wel.jp/job

浜松離島人材センター/浜松市中区成子町14-8 浜松市福文センター3階 TEL: 053-458-9205

◆ 静岡県訪問看護ステーション協議会

在宅医療を支えるために訪問看護師の資質の向上を図る研修や、雇用確保のためのセミナーを開催すると共に、離職を防止するための研修等に取り組んでいます。

静岡市葵区川辺町二丁目4番地の13 常葉サテライトビル3階 TEL: 054-275-3339

HPアドレス▶http://www.shizuka-vnc.jp/

ホームヘルパーの倫理の確立と専門技術の研鑽を図り、ホームヘルパーの資質と社会的地位の向上に努めることを目的に活動しています。

静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3階 TEL: 054-254-5231

TEL: 054-254-5231

HPアドレス▶http://www.rouken-shizuoka.jp/

◆ 静岡県老人保健施設協議会

高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図ると共に、保健医療サービス及び福祉サービスの質の向上確保に係る事業を行い、高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与します。

富士市大湖3901-1 介護老人保健施設ヒューマンライフ富士内

TEL: 054-36-20511

HPアドレス▶http://www.rouken-shizuoka.jp/

◆ 日本認知症グループホーム協会 静岡県支部

認知症の方が本当に安心して暮らせる社会を目指し、グループホームの普及、グループホームケアの質の確保と介護技術向上の調査研究や研修、地域住民の認知症ケアの相談や普及啓発などに取り組んでいます。

静岡市葵区伝馬町18番地の8 アミチ伝馬ビル2階

TEL: 054-272-0376

HPアドレス▶http://ghkyo.or.jp/

◆ 介護労働安定センター 静岡支部

働きやすい職場環境づくりに向けた介護事業所の雇用管理の改善や介護職のキャリア形成の相談援助、介護労働講習など、介護全般に関する支援事業を通じて、介護人材の確保・定着・育成に取り組んでいます。

静岡市葵区日出町2番地の1 田中産業第一生命共同ビル2階

TEL: 054-252-0222

HPアドレス▶http://www.kaigo-center.or.jp/

◆ 日本介護福祉士養成施設協会(介養協)

介護福祉士養成施設の全国組織、介護福祉士の教育の充実と研究及び知識の普及に努め、国民福祉に貢献しています。養成施設が加入し、全国をアプロックに分け、情報交換と意見集約を行っています。

静岡県代表校(平成26年度) 静岡市小鹿2-2-1 静岡県立大学短期大学部

TEL: 054-202-2676 (窓口 石野)

HPアドレス▶http://www.kaiyoko.net/contents/_2_shizuoka.html

information

就職面接会

ハローワーク、人材センターでは窓口の無料の職業紹介・相談がいつでも受けられる他「就職面接会」を数多く開催し、介護職への就職のチャンスメイクを積極的に実施しています。是非ご活用ください。

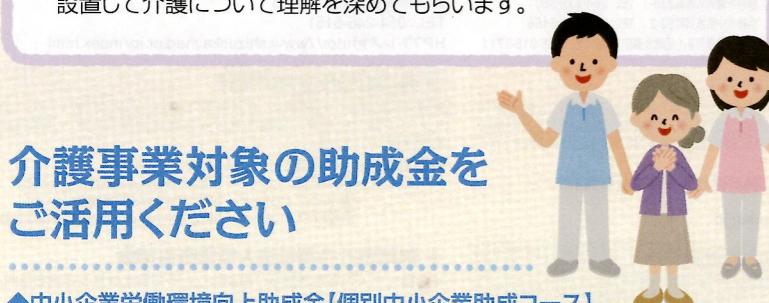


「介護就職デイ」の就職相談会も開催します。



11月11日は介護の日
「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」

11月11日の前後2週間「福祉人材確保重点実施期間」に静岡にて介護就職デイを開催します。(静岡労働局、ハローワークと静岡県介護労働懇談会主催) 就職面接会のほか、セミナー、相談コーナー、介護体験コーナー等を設置して介護について理解を深めてもらいます。



介護事業対象の助成金をご活用ください

◆中小企業労働環境向上助成金【個別中小企業助成コース】

雇用管理制度(評価・処遇制度、研修体系制度、健康づくり制度)の導入等を行う健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む中小企業事業主に対して助成するものであり、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保を図ることを目的としています。このうち介護関連事業主の場合は、介護福祉機器の導入も助成対象となり導入した制度等に応じて、以下の額が支給されます。

- 評価・処遇制度(40万円)
- 研修体系制度(30万円)
- 健康づくり制度(30万円)
- 介護福祉機器等(介護事業所)(支給対象費用の1/2(上限300万円))
- 問い合わせ／静岡労働局職業対策課

または最寄りのハローワークまで

詳しい内容は 厚生労働省 中小企業労働環境向上助成金 検索

助成金の情報

- ◆実践介護技術向上支援事業費補助金 5つ以上の小規模な介護事業所等が協同して行う介護職員の資質向上研修に助成(上限60万円)
- 問い合わせ／静岡県介護保険課

介護の情報サイト

ハローワーク静岡、浜松、沼津 福祉人材コーナー掲示板

情報サイトの紹介

福祉分野の就職情報を発信中!

ハローワーク静岡・浜松・沼津では、庁舎入口付近等に掲示板を設置し、福祉分野の就職相談会・面接会、セミナー等のイベントや福祉施設の概要案内等の就職関連情報を随時発信しています。是非ご活用ください。

掲示板を設置



HPは
こちら

やりがい発見!
「しづおか介護のしごと図鑑」



介護の仕事ってどんなものだろう?
という疑問にお答えします!
介護の仕事をしている
先輩たちのメッセージ
も紹介します!
職場体験のご紹介も!

しづおか介護のしごと図鑑 検索

介護の応援ツール

BOOK



雇用管理改善ガイドブック

介護事業所向け。雇用管理改善のためのヒントを満載。静岡県労働安定センターが無料で配布。



シアワセのレンサ
ありがとうに出会える仕事

マンガで分かる福祉系の「就活」。
静岡県福祉人材センターが最新刊を提供。

DVD



FOR SMILE
~介護の現場でみつけた喜び~
高校・中学校向けの25分のDVD。
介護のしごとの喜びを知る。
静岡県介護保険課が提供。



介護のお仕事に興味のある方、介護職の皆様へ

介護労働懇談会は 介護事業をサポートします

静岡県介護労働懇談会